

財政金融をめぐる政策課題

～復興財源、消費税引上げ、欧州債務危機を中心として～

財政金融委員会調査室 まえやま ひでお
前山 秀夫

1. はじめに

平成 23 年 8 月 30 日の衆参本会議において民主党の野田佳彦代表が内閣総理大臣に指名され、9 月 2 日に民主党・国民新党の連立による野田内閣が発足した。民主党を中心とする連立政権で 3 代目となる野田総理は、就任後初めて行われた第 178 回国会（臨時会）の所信表明演説（9 月 13 日）において、東日本大震災からの復旧・復興の加速、世界的な経済危機への対応、大胆な円高・空洞化対策の実施、経済成長と財政健全化の両立、社会保障と税の一体改革の推進等に全力で取り組む方針を明らかにした。

野田総理は就任直後から、我が国の財政健全化の実現に強い意欲を示しており、G 20 首脳会議等の場においても、「2010 年代半ばまでに消費税率を段階的に 10 %まで引き上げる。社会保障と税の一体改革を具体化し実現するため、2011 年度中に法案を提出する。消費税引上げを実施する前に、総選挙で民意を問う」旨を繰り返し表明し、消費税引上げを事実上の国際公約としてきた¹。こうした社会保障と税の一体改革や消費税引上げをめぐる問題に加え、東日本大震災からの本格的な復旧・復興、欧州債務危機及び米国債務上限問題に端を発した歴史的な円高への対応など、野田内閣が直面する課題は山積している。

本稿では、次期常会の財政金融委員会において焦点となるこれら財政金融上の主な政策課題について、その経緯と論点を整理することとする。

2. 復興財源問題と復興財源確保法の成立

(1) 復興財源問題の経緯

東日本大震災復興対策本部の「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日決定、8 月 11 日改定）では、平成 27 年度末までの 5 年間の「集中復興期間」に実施する施策・事業の事業規模（国・地方の合計）を少なくとも 19 兆円程度、10 年間の復旧・復興対策の規模（国・地方の合計）は少なくとも 23 兆円程度と見込んでいる。これから平成 23 年度補正予算（第 1 次・第 2 次）で既に手当済みの 6 兆円を除くと 13 兆円程度となる。これに復興債で補填する年金臨時財源（2.5 兆円）と B 型肝炎対策のうち税制措置での要対応額（0.7 兆円）を加えた 16.2 兆円程度が今後 5 年間に要する財源となる。16.2 兆円のうち、歳出削減・税外収入で 5 兆円程度を確保するため、税制措置による要対応額は差引き 11.2 兆円程度（国税・地方税）となっている。また、9 月 28 日の政府・与党合意に基づき、今後 10 年間で 2 兆円の追加的な税外収入等の上積み努力が図られることになったため、税外収入等は段階を経て 7 兆円程度となり、結果として、臨時増税の額は 9.2 兆円程度となる見込みである。なお、これらの方針については、10 月 7 日に閣

議決定された「平成 23 年度第 3 次補正予算及び復興財源の基本的方針」においても明記されている（図表 1）。

政府が当初見込んでいた歳出削減・税外収入 5 兆円の内訳としては、子ども手当の見直し（2.1 兆円）、高速道路無料化中止（0.5 兆円）、東京メトロ株式売却（0.2 兆円）、エネルギー対策特別会計（エネルギー特会）の見直し（0.1 兆円）、財政投融资特別会計（財投特会）の剰余金（0.8 兆円 + α ）、日本たばこ（JT）株式の一部売却（1/2 → 1/3 で 0.5 兆円）、公務員人件費の見直し（0.6 兆円）となっている。これに政府・与党合意で追加された 2 兆円の税外収入等の内訳としては、JT 株式の全株売却（1/3 → 0 で 1 兆円）、エネルギー特会の保有株式売却（純資産額ベース 0.7 兆円）のほか、日本郵政株式の売却を始めとする様々な税外収入等による財源確保が見込まれている。

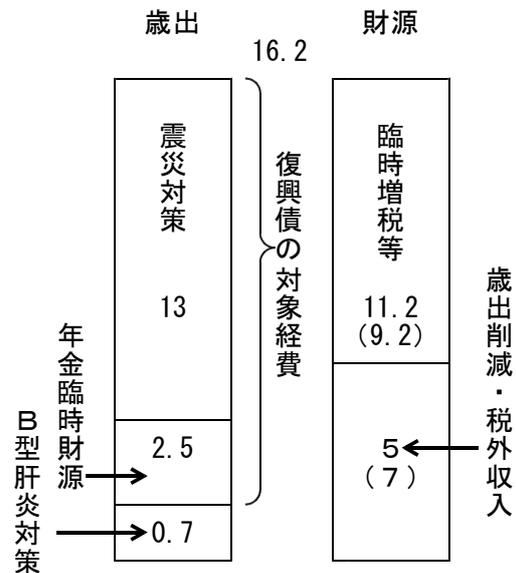
一方、臨時増税等としての税制措置（11.2 兆円程度）の内訳としては、①国税分（総額 10.4 兆円程度）として、平成 23 年度税制改正による給与所得控除等の見直し（0.7 兆円）、復興特別所得税（5.5 兆円）、復興特別法人税（2.4 兆円）、復興特別たばこ税（1.7 兆円）の創設、②地方税分（総額 0.8 兆円程度）として、個人住民税均等割の引上げ（0.15 兆円）、地方たばこ税の引上げ（0.48 兆円）、平成 23 年度税制改正による個人住民税の給与所得控除等の見直し（0.2 兆円）となっている。

（2）復興財源確保法と 3 党合意

これらの経緯を経て、10 月 28 日に提出された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法案」（復興財源確保法案）では、平成 23 年度から 27 年度までに実施する施策に必要な財源措置が講じられている。

当初案では、①税外収入に係る措置として、財投特会から国債整理基金特会への繰入れ、JT 株式と東京メトロ株式の国債整理基金特会への所属替、②復興特別税として、復興特別所得税（4%、10 年）、復興特別法人税（10%、3 年）、復興特別たばこ税（たばこ 1 本に 1 円、10 年）の創設、③発行期間 5 年、償還期限 10 年の復興債の発行（平成 23 年度第 1 次補正で減額された年金臨時財源 2.5 兆円を含む）、④今後 10 年間で 2 兆円相当の財源確保を旨として、JT 株式、エネルギー特会保有株式、日本郵政株式の在り方についての検討とできる限りの早期処分、等となっていた。なお政府は当初、復興経費、年金臨時財源及び B 型肝炎対策を合わせた 11.2 兆円を復興財源としての税制措置としていたが、

図表 1 今後 5 年間の復興計画等
（単位：兆円）



（注）（ ）内は復興期間を通じた金額
（出所）『日本経済新聞』（平 23.9.23）等を基に作成

復興財源確保法案の復興費用の対象にはB型肝炎対策が含まれていないため、復興財源に係る臨時増税はB型肝炎対策（0.7兆円）を除く10.5兆円となった。

その後、民主党、自由民主党及び公明党の間で法案修正についての3党協議が継続的に行われ、11月に最終的な合意をみた²。まず最大の焦点となっていた復興債の償還期間については、「復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合うことを基本とする」とした復興の基本方針に基づき、法案では10年間としていたが、復興経費の多くが長期にわたる社会インフラ整備であることや毎年の負担増を軽減する等の観点から、最終的には25年間となった。また、復興に係る国の資金の流れを透明化し復興債の償還を適切に管理する観点から、復興事業に係る歳入歳出を経理する特別会計を平成24年度から新設し、平成23年度第3次補正予算で発行した復興債等も承継することとした。あわせて平成23年度から27年度までの一般会計の決算剰余金についても復興債の償還財源に優先して充てることとなった。

さらに、復興臨時増税については、①2年連続の増税となるたばこ増税（国税・地方税）を見送ったほか、②復興特別所得税の期間を復興債の償還期間にあわせて25年に延長、税率を2.1%に軽減、③地方税として、個人住民税均等割の見直し（5年→10年、年500円→1,000円）、退職所得10%税額控除の廃止（平成25年1月）を行うこととしている（①と③については別途、地方税法及び地方税臨時特例法で規定）。たばこ増税が見送られた結果、復興特別所得税の増税規模は当初の5.5兆円から7.5兆円に拡大することとなった。また、B型肝炎対策の財源として予定していた給与所得控除等の見直し（国税0.7兆円）は、3党合意に基づき平成24年度税制改正以降に先送りされるため、これに代わる新たな財源は平成24年度予算編成で改めて検討される見込みとなった。

（3）復興財源確保に向けた今後の課題

復興財源確保法案は上記の3党合意を踏まえた修正で成立したが、今後の復興財源確保に向けて課題とされている問題も多い。まず、復興経費の拡大の可能性である。政府は今後の復旧・復興対策の規模（国・地方の合計）について、当初5年間で19兆円、10年間で23兆円と見込んでいるが、復興経費は宮城県で12兆8千億円、岩手県で8兆円、福島県で10兆円と見込まれており、被災3県だけで30兆円を超えるのは確実な状況である。また、政府の23兆円の事業規模には原発関係費用が含まれていないが、福島県の原発の事故処理や除染費用等を含めると更に膨大な費用がかかる可能性もある³。これら現時点で不明な原発関係費用を含め、今後増大する可能性のある復興財源をどのように確保をするのか、大きな課題と言えよう。

第二に、税外収入等の追加的な2兆円の確保は、JT株式の全株売却やエネルギー特会の保有株式売却が前提となっているが、このうち前者については、たばこ事業法で規定されているJTの全量買取りシステムが完全民営化によって維持できるのか、あるいは被災地にも多い葉たばこ農家等への影響はどのようになるのかなどを十分に見極める必要がある。後者についても、世界的な資源獲得競争の中で、日本の権益確保や相手国との協力関係維持への影響はないのか、日本のエネルギー政策との整合性は確保できるのか等につい

て十分に検討する必要がある⁴。また、税外収入の中には財投特会の剰余金（0.8兆円＋ α ）が入っているが、この剰余金はここ数年の予算編成の中で歳入に組み入れられてきたものであり、言わば平成24年度当初予算に繰り入れるべき財源の先食いとも言える。これにより平成24年度予算編成に影響を与えることがないか十分に注視すべきである。

第三に、復興特別会計が平成24年度から創設されるが、その対象は平成23年度第3次補正予算で発行する復興債等と平成24年度予算以降の復興費用（歳入・歳出）となる見込みである。この点について安住財務大臣は、平成23年11月25日の参議院本会議において、「財政法では、各会計年度の経費はその年度の歳入をもって支弁すべきこととされており、この原則を踏まえると、24年度に設置される特別会計は、過年度である23年度の補正予算に計上した歳出歳入予算を盛り込めない。ただし、復興・復旧に要する資金の流れの透明化を図るということは重要であり、23年度補正予算を含め、復興に係る財源、経費の全体像を決算ベースで明らかにする」旨の答弁を行っている。しかし、平成23年度第1次補正以降の復興関係の歳入歳出予算が承継されなければ、復興特別会計は単なる復興債の償還を管理する管理会計的な性格が強くなり、復興事業の全体像が把握できなくなる懸念がある。仮に決算ベースで開示するとしても、平成24年度決算の国会提出は平成25年11月となる。決算ベースではなく、できるだけ予算ベースで平成23年度以降の復興事業の全体像が把握できるよう工夫すべきものと思われる。

最後に、復興特別税についてである。復興特別法人税は、恒久減税（法人税率4.5%引下げと課税ベース拡大等で約8千億円）とセットで実施されることにより、当初3年間はほぼ税収中立となり、4年目以降からは恒久減税のみの実質減税となる。しかし、復興特別所得税は、たばこ増税が見送られ、復興債の償還期間が25年に大幅延長されたことにより、増税規模が2兆円拡大し、課税期間も25年間と長期にわたることになった。このため、消費税引上げと合わせた家計への影響が懸念される。今後、追加的な税外収入等をできるだけ確保し、復興特別所得税の増税期間をできるだけ短縮することが必要であろう。

3. 社会保障と税の一体改革と消費税引上げ

（1）社会保障と税の一体改革の経緯

急速に進む少子高齢化の下で、持続可能な社会保障制度の構築とその財源を確保するための税制抜本改革の道筋については、平成20年12月24日、麻生内閣の下で閣議決定された「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」において、その基本的方向性が提示された。中期プログラムでは、「基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、今年度を含む3年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を2011年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する」として、社会保障の財源確保と税制抜本改革の道筋が明記された。この基本方針は、平成21年度税制改正法附則第104条において「経

済状況を好転させることを前提として、遅滞なく、かつ段階的に消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011年度までに必要な法制上の措置を講ずるもの」とされた。

その後、菅内閣の下では、政府・与党が一体となって、必要とされるサービスの水準・内容を含め、国民に分かり易い選択肢を提示するとともに、その財源の確保について一体的に議論する必要があるとの観点から、平成22年10月に政府・与党社会保障改革検討本部が設置された。同検討本部は、12月10日、「社会保障改革の推進について」を取りまとめ、その中で「社会保障の安定・強化のための具体的な制度改革案とその必要財源を明らかにするとともに、必要財源の安定的確保と財政健全化を同時に達成するための税制改革について一体的に検討を進め、その実現に向けた工程表とあわせ、23年半ばまでに成案を得、国民的な合意を得た上でその実現を図る」とされた。この社会保障改革に係る基本方針は、12月14日に閣議決定された。

同検討本部は、上記の工程表に基づき、平成23年6月30日、今後の社会保障改革と税制抜本改革の基本方針となる「社会保障・税一体改革成案」（7月1日閣議報告）を取りまとめた。成案では、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成に向けて、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げる」ことが示された。6月17日に示された原案では「2015年度までに10%」と消費税率の引上げ時期が明記されていたが、成案では時期の明記は見送られた。また、この成案は今後の与野党協議への期待から「閣議決定」ではなく、「閣議報告」という形式となった。

成案では、消費税率5%引上げの根拠として、子ども・子育て、医療・介護及び年金の各分野ごとの充実で計3.8兆円程度の財源が必要になる一方、重点化・効率化によって約1.2兆円程度の給付抑制策を講じることで、2015年度時点で差し引き約2.7兆円程度の新規財源が必要になると試算した。これを補うため、消費税率を2010年代半ばまでに段階的に5%に引き上げる方針が示された。また、5%相当の安定財源の内訳としては、①消費税引上げに伴う社会保障支出等の増加に要する費用（1%相当）、②機能強化に係る費用（制度改革に伴い増大する費用、高齢化等に伴い増大する費用、基礎年金国庫負担2分の1を実現するために必要な費用、計3%相当）、③機能維持に係る費用（1%相当）とし、「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」を図ることとしている。

野田総理は、この成案に基づき、平成23年11月3日のG20首脳会議（カンヌ）において、「2010年代半ばまでに消費税率を段階的に10%まで引き上げる。社会保障と税の一体改革を具体化し実現するため2011年度中に法案を提出する」と発言し、消費税引上げを事実上の国際公約とした。政府・与党は今後、消費税引上げの前提となる「社会保障と税の一体改革」の素案を年内に取りまとめ、野党との協議を経て大綱を閣議決定した上で、平成23年度中（平成24年3月末まで）に消費税を含めた税制抜本改革についての法案を提出する方針である。しかし、景気への影響を配慮した消費税引上げ時期を始めとして、社会保障目的税化、国と地方の税源配分、逆進性対策（低所得者対策）など、消費税引上げの際の課題とされている問題については、今後十分な検討が不可欠である。以下、これらの課題について考察する。

(2) 消費税引上げの課題

ア 福祉社会のビジョンの策定と国民負担論議

消費税導入を行った昭和 63 年の竹下内閣の税制改革においては、6 兆 6 千億円の増税（消費税導入、課税の適正化等）に対し、9 兆 2 千億円の減税（所得税減税・既存間接税の廃止等）で、差引き 2 兆 6 千億円のネット減税であった。また、5%への消費税引上げを決めた平成 6 年の村山内閣の税制改革は、増収額（消費税引上げ、中小特例措置の見直し等）と減収額（所得税等の減税、社会福祉対策等）がともに 4 兆 8 千億円で税収中立の改革であった。今回の消費税引上げのように、所得税減税等を伴わない大幅なネット増税は戦後初めての税制改革である（図表 2）。

図表 2 昭和 63 年と平成 6 年の税制改革の増減収の姿

(単位：兆円)

昭和 63 年（消費税導入を決定）	平成 6 年（消費税引上げを決定）
(増 収) ・ 消費税の導入 5.4 ・ 課税の適正化等 1.2	(増 収) ・ 消費税引上げ（3%→5%）による純増収額 （増収額－政府負担増加分） 4.1 ・ 消費税の改革（中小特例措置の見直し） 0.3 ・ その他 0.4
(減 収) ・ 所得減税等による減収 ▲ 5.8 （所得税▲ 3.3、相続税▲ 0.7、法人税▲ 1.8） ・ 既存間接税の廃止等 ▲ 3.4	(減 収) ・ 所得減税等による減収 ▲ 3.8 （所得税・住民税▲ 3.5、相続税▲ 0.3） ・ つなぎ公債の償還財源 ▲ 0.5 ・ 社会保障関係（年金物価スライド、社会福祉） ▲ 0.5
差引き ▲ 2.6	差引き 0.0

(出所) 財務省資料等より作成

このような中で消費税の在り方を検討するに当たっては、今後の少子高齢社会における政府の役割、すなわち福祉社会のビジョンとそのための財源確保策について、国民に分かりやすく明確に示すことが求められる。そもそも税は、政府の行政サービスの財源を国民が拠出するものであるから、政府がこれからどのような社会を築くのか、それによってどのようなサービスを国民に提供するのかという福祉社会の展望が示されなければ、消費税の在り方自体を論じることができない。したがって、今後の社会保障と税の一体改革の大綱取りまとめに当たっては、福祉社会のビジョンについて複数のモデルを提示し、国民に選択を求めていくことも必要であろう。また、税（特に所得税）と社会保険料は多くの面で類似性（給与からの源泉徴収、歳出や年金給付を通じた所得の再分配機能）を有していることから、税と社会保険料の負担を総合した国民負担の概念で消費税の在り方を論じていくことも必要であろう。

イ 消費税引上げの時期と景気への配慮

消費税引上げについて成案では、「2010 年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を 10%まで引き上げる」方針を示しているが、具体的な引上げ時期は明記されていない。ただし政府・与党は、衆議院総選挙後の 2013 年（平成 25 年）秋以降に 7～

8%に引き上げた後、2015年（平成27年）に10%に更に引き上げる2段階の増税案を想定していると思われる⁵。

また、成案では、景気への配慮として、「政府は日本銀行と一体となってデフレ脱却と経済活性化に向けた取組を行い、これを通じて経済状況を好転させることを条件として遅滞なく実施する」とし、この経済状況の好転は、「名目・実質成長率など種々の経済指標の数値の改善状況を確認しつつ、東日本大震災の影響等からの景気回復過程の状況、国際経済の動向等を見極め、総合的に判断するものとする。また、税制抜本改革の実施に当たっては、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。これらの事項については、政府・与党において参照すべき経済指標、その数値についての考え方を含め十分検討し、上記の法制化の際に必要な措置を具体化する」としている。

「経済状況の好転」をどのように判断するかについては、麻生内閣時においても、同様の文言を中期プログラムや平成21年度税制改正法附則に明記する際に様々な議論が行われた。中期プログラムでは、経済状況の好転の判断基準の一つとして、「潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているか」を挙げているが、この解釈をめぐって当時の経済財政諮問会議において、「物価変動を除いた実質成長率が潜在成長率に並んだ時点を目安にする」ことなどが提起されたが⁶、最終的な結論は得ていない。また、橋本内閣時においても、平成10年5月の財政構造改革法の改正の際に、経済状況が悪化した場合、特例公債発行の毎年度縮減を停止することができる「弾力条項」が設けられたが、同法は平成10年12月に同法停止法によって現在まで施行が停止されている⁷。

一方、消費税の5%への引上げを決定した村山内閣の平成6年の税制改革（実際の消費税引上げは平成9年4月）では、法律の附則で「消費税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行財政改革の推進状況、課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずる」とした4項目の見直し条項が設けられた。しかし、バブル崩壊後の景気がようやく上向き始めた平成9年4月、橋本内閣は予定どおり消費税引上げ（消費税以外に特別減税廃止や年金保険料の引上げで合計9兆円規模の負担増）を実施し、その後の経済の長期低迷を決定付けたとして厳しく批判された。

したがって、実際の消費税引上げの際には、このような過去の教訓を踏まえつつ、単に消費税のみの影響だけではなく、復興特別税を含めた制度改正等の影響を総合的に勘案し判断していくことが必要であろう。ただし、何を基準として経済状況の好転と判断するかは難しい問題であり、最終的には高度な政治判断にならざるを得ない。

ウ 社会保障目的税化・国と地方の税源配分

現在、国の消費税収（地方交付税分を除く国分）は、平成11年度予算以降、基礎年金、老人医療及び介護に充てることが毎年度の一般会計予算の予算総則に明記されている。これは、平成10年12月の自民党と自由党の連立協議に当たって、予算措置において消費税を「福祉目的化」することで合意したことに基づくものであるが、法律的な裏付けがあるものではなかった。平成23年度予算においては、消費税収（国分）が7.2兆円であるのに対して、これが充てられる対象経費（基礎年金、老人医療及び介護）は

17.2 兆円となっており、消費税収（国分）だけで賄いきれていないのが現状である。

成案では、消費税収については、「国分が現在予算総則上高齢者三経費に充当されているが、今後は、高齢者三経費を基本としつつ、『制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する費用』（「社会保障四経費」、平成 21 年度税制改正法附則第 104 条）に充当する分野を拡充する」、「全て国民に還元し、官の肥大化には使わないこととし、消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にすることを含め、区分経理を徹底する等、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）」としている。

このように現在、政府・与党で検討されている消費税の社会保障目的税化の議論は、消費税を「社会保障給付の安定財源」としてより明確に位置付けた上で、その用途を年度ごとの予算総則ではなく、法律等によって制度的に特定しようとするものである。

しかし、今後、社会保障四経費（平成 23 年度予算では国・地方で 32 兆円）に消費税収（平成 23 年度予算では国・地方で 12.8 兆円）が充てられるとしても、社会保障四経費が消費税収を大幅に上回っている状況が続く限り、他の政策経費と同様に、社会保障四経費も消費税収を含めた他の歳入全体で賄われていると見ることもできる。したがって、「消費税を社会保障目的税化する」としても、当面は現状の「福祉目的化」とあまり変わるものではないとも言える。また、成案では、「消費税を原則として社会保障の目的税とすることを法律上、会計上も明確にする」として、社会保障財源の特別会計化の可能性にも言及している。特別会計化は社会保障財源の透明化という観点から重要であるが、一方で、一般会計から特別会計への財源繰入れ抑制を名目として、消費税の引上げが長期的に継続されるおそれがあることにも留意すべきである。

さらに、成案では、国・地方の税源配分について、「現行分の消費税収（国・地方）についてはこれまでの経緯を踏まえ国・地方の配分と地方分の基本的枠組みを変更しないことを前提として、引上げ分の消費税収（国・地方）については社会保障給付における国と地方の役割分担に応じた配分を実現する」としている。

現在、5%の消費税率のうち1%分は地方消費税に区分され、残る4%分のうち約3割は地方交付税に配分されることから、結果的に消費税収全体の約4割が地方に回っていることになる。一方、社会保障給付に係る国と地方の公費負担割合はほぼ7対3で、国の負担割合が多い。このため、社会保障四経費を目的税化することによって、消費税引上げ分の税源配分を国の方にシフトし地方に回る分が削減される可能性もある。したがって、目的税化の議論は、地方財政改革や国・地方の税源配分の議論とも密接な関連性を持ったものであり、今後とも十分に注視していく必要がある。

エ 逆進性対策

消費税には、低所得者ほど税負担割合が高くなるという逆進性の問題があり、これは税率が引き上げられるに従い強くなる。このため、付加価値税を導入している欧州諸国では、基礎的な消費支出である食料品等に対して軽減税率が採用されている。我が国においても所得に対する逆進性を緩和するための政策的な対応として、食料品等に対する軽減税率の導入問題が争点となってくるが、検討すべき課題も多い。

第一は、軽減税率導入による逆進性緩和の効果である。低所得者だけが食料品を購入するのではなく、高額所得者ほど高価なものを購入し、同時にその支出総額も大きくなることから、軽減税率は高額所得者ほど軽減額が大きく、相対的に有利に働く可能性が高い。したがって、軽減税率ではなく標準税率を維持した上で、その税収の一部を社会保障支出として低所得者に集中的に還元した方が逆進性の是正効果が高いという見方もできる。第二は、税収への影響である。軽減税率を導入する場合、一定の税収を確保するためには、軽減税率による減収分だけ標準税率を高くせざるを得なくなる。第三は、食料品の範囲である。消費生活が多様化している中で食料品の範囲を合理的に設定することは困難であり、欧州諸国も同様な問題に直面している。その際、贅沢品か否かで軽減税率の対象から除外するのか、食料品と外食サービスの区別（ファースト・フード店における店内飲食と持ち帰りなど）はできるのか、など個別具体的に検討すべき問題も多い。このほか、事業者の事務コスト増や税務当局の徴税コスト増などの問題もある。

成案では、逆進性の問題について、「消費税率（国・地方）が一定の水準に達し、税・社会保障全体の再分配を見てもなお対策が必要となった場合には、制度の簡素化や効率性などの観点から、複数税率よりも給付などによる対応を優先することを基本的に総合的に検討する」として、10%の場合は当面、軽減税率を導入せず、対策が必要な場合でも社会保障給付など歳出によって対応する方針を示している。この場合、低所得者対策として、納めた消費税の一定額を還付したり、「給付付き税額控除」（所得税の一定額を税額控除、課税最低限以下の者には給付）の導入などが検討される見通しである。

しかしながら、軽減税率導入は、逆進性緩和に一定の効果のあることも事実であり、欧州諸国の事例を参考にしつつ、「給付付き税額控除」との比較考量等を踏まえ、最後は政治判断によってその可否を判断すべきものと思われる。

オ 益税対策・インボイス

消費税導入時には、中小事業者の事務コスト軽減への政治的配慮もあり、様々な特例措置（免税点制度、簡易課税制度、限界控除制度）が講じられた。しかし、この特例措置は、「益税」（消費者が支払う消費税の一部が全額国庫に納められず事業者の手元に残ること）の温床であるとして、国会審議の場で度々批判されてきた。このため、限界控除制度は平成9年4月に廃止され、免税点制度と簡易課税制度も逐次の改正を経て、平成16年4月には免税点制度は創設当初の3分の1（適用上限3千万円→1千万円）に、簡易課税制度は10分の1（適用上限5億円→5千万円）にそれぞれ縮減された。この結果、益税の発生は、創設当初に比べ相当程度に抑制されていると見込まれる。

むしろ、現在、議論となっているのは医療機関の「損税」（仕入れに係る消費税分を消費者（患者）に転嫁できず事業者が負担すること）の問題である。医療に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入れに係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額など）は患者に転嫁できず、医療機関が負担している⁸。このため、日本医師会などは、「消費税の非課税制度を、仕入税額控除が可能な課税制度に改め、かつ患者負担を増やさない制度に改善する」ことを要望している。しかし、医療を課税化することは長年にわたる非課税制度を見直すことになるため、今後十分な議論が

必要であろう。同様の問題は中小企業にもあり、取引先との力関係等から、仕入れに係る消費税を販売価格に上乗せできない状況が発生している。消費税引上げの際の中小企業への影響を最小限に抑えるためには、適正な価格転嫁ができるよう公正取引委員会を始めとした関係省庁が連携して対応に当たることが求められる。

こうした特例措置の見直しとあわせて、消費税に対する国民の信頼を確保し、制度の透明性を向上させていくためには、仕入税額控除の方式を現在の請求書等保存方式からE-U型インボイス方式（課税事業者が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる方式）に変更していくことも不可欠であろう。

（3）税制抜本改革の課題

平成 21 年度税制改正法附則第 104 条では、「消費税を含む税制の抜本的な改革を行うため、2011 年度までに必要な法制上の措置を講ずる」として、消費税の検討とあわせて、税制全般の見直しを行う方針を示している。ここでは、消費税引上げに伴う格差是正の観点から、主に所得税及び相続税・贈与税の課題について触れることとする。

まず所得税については、我が国は昭和 24 年のシャープ勧告以来、所得税中心主義を採用し、昭和 37 年には最高税率 75 %（住民税との合計で 93 %）、ブラケット数（税率の適用所得区分の数）15 と、税率の累進構造のピークを迎えた。しかし、昭和 50 年代以降は、中堅所得層を中心に税負担の累増感が高まったことと、1970 年代末から 90 年にかけて、税率構造のフラット化が世界の潮流（例えば、イギリスのサッチャー首相や米国のレーガン大統領による税制改革）となったことから、昭和 62 年と 63 年の税制抜本改革と平成 11 年度税制改正によって、最高税率は 37 %（住民税との合計で 50 %）、ブラケット数は 4 と、累進構造が大幅に緩和された。その後、平成 18 年度税制改正で、三位一体改革の一環として、所得税から住民税に 3 兆円の税源移譲を行うため、平成 19 年から最高税率は 40 %（住民税との合計で 50 %）、ブラケット数は 6 に改正され現在に至っている。

今回の税制抜本改革に当たっては、消費税引上げに伴う格差是正や低所得者対策の観点から、所得税の最高税率を 40 %から更に引き上げることや、最高税率が適用される課税所得水準（1,800 万円以上）を引き下げるなど累進構造を強化するほか、所得税の一定額を税額控除又は給付する「給付付き税額控除」の導入などが検討対象となってくる。ただし、給付付き税額控除の導入の際には、正確に所得を把握し適正な給付を図る観点から、納税者番号制度等の導入が前提となる。政府・与党社会保障改革推進本部は、平成 23 年 6 月 30 日、「社会保障・税番号大綱」を発表し、税務分野での活用に加えて、年金・医療・介護・福祉など幅広い社会保障分野での活用を念頭に置いた番号制度の導入を決定している。政府・与党は、今後、番号法案の早期提出を目指す方針であるが、番号制度の役割やプライバシーの保護、不正利用の防止対策など、これまで納税者番号制度の課題とされてきた諸問題について、国民への十分な周知と理解を図っていくことが必要であろう。

次に、相続税・贈与税の見直しである。相続税・贈与税についても昭和 50 年に最高税率 75 %、ブラケット数 14 と、税率の累進構造のピークを迎えたが、その後の税制改革によって、現在は最高税率 50 %、ブラケット数 6 となっている。また、相続税の基礎控除

についても、バブル期の地価高騰による相続財産の価格上昇に対応するための負担調整の観点から、順次引き上げられてきた（現在は5千万円+1千万円×法定相続人）。この結果、相続税の課税件数割合はここ数年4%程度で推移し、相続税の再分配機能が低下していることが問題となっている。さらに、贈与税については、格差是正の観点から相続税と同様に課税強化すべきとの意見がある一方、経済活性化の観点から税率構造を緩和して、若年世代への生前贈与を促進する必要性も指摘されている。

このため平成23年度税制改正法案では、相続税については税率構造の見直し（最高税率55%、ブラケット数8）と課税ベースの拡大（基礎控除の引下げ（3千万円+600万円×法定相続人））で所得再分配機能の回復を図るとともに、贈与税については直系卑属（20歳以上）への贈与に係る税率構造を緩和することによって、若年世代への生前贈与を促す効果を予定していた。しかし、民主・自民・公明の3党合意に基づく衆議院修正によって相続税・贈与税の見直し規定は削除され、これらは平成24年度税制改正又は税制抜本改革の課題とされた。したがって、相続税・贈与税の在り方については、格差是正と生前贈与の促進による経済活性化という両面から更なる議論が必要であろう。

4. 欧州債務危機と円高問題

（1）欧州債務危機の経緯と日本への教訓

2009年10月、ギリシャで政権交代が行われ、前政権の財政収支の見通しを大幅に下方修正（2009年、財政収支対GDP比▲3.7%→▲12.5%）したことで、市場ではギリシャ国債に対するデフォルト（債務不履行）懸念が高まり、ギリシャ国債の利回りやCDSの保証料率が大幅に上昇した。こうした財政赤字の大幅修正によって、同年12月に大手格付各社がギリシャ国債を相次いで格下げしたことを受けて、ギリシャ政府は抜本的な財政再建策を講ずるとともに、2010年4月にEU及びIMFに対し支援を要請した。ギリシャ財政危機に対応するため、5月2日、EU及びIMFは共同で、今後3年間で総額1,100億ユーロ（ユーロ各国800億ユーロ、IMF300億ユーロ）のギリシャ支援策に合意するとともに、ギリシャ政府は、2013年末までに対GDP比11%規模の財政赤字を削減する追加財政再建策を発表した。しかし、こうしたギリシャ財政危機に対する市場の懸念は、次第に同様の財政赤字問題を抱える他のPIIGS諸国（ポルトガル、アイルランド、イタリア、スペイン）にも向けられるようになった。

2010年5月10日、EUは、ギリシャ以外のユーロ加盟国が財政危機に陥った場合に備えるため、IMFと合わせて最大7,500億ユーロの緊急融資制度を創設することで合意した。具体的には、EUが5,000億ユーロの基金（欧州金融安定化メカニズム（EFSM）600億ユーロ、欧州金融安定基金（EFSF）4,400億ユーロ）を創設するほか、IMFが最大2,500億ユーロを融資するものである。このうち、ユーロ加盟国による政府保証で資金調達する4,400億ユーロのEFSFについては、実際の融資能力が保証を行う加盟国のうちトリプルAに格付けされている6か国（ドイツ、フランス、オランダ等）の保証コミットメントに限定されるため、その総額は2,500億ユーロ程度にすぎない。このためE

Uは2011年7月、E F S Fを7,800億ユーロに拡大し、実際の融資能力を4,400億ユーロとすることを決定した。

さらにEUは10月27日、欧州債務危機を克服するため、①ギリシャ向け第2次金融支援の民間負担割合を21%から50%に拡大、②E F S Fの融資能力4,400億ユーロを民間資金やIMF、政府系ファンドなどの外部資金を使って実質1兆ユーロ規模に拡大、③銀行の狭義の中核的自己資本の比率を5%から9%に引き上げ、欧州主要銀行で合計1,064億ユーロ分の資本増強(2012年6月末まで)を目指す、などの包括戦略合意を行った。

EUの包括戦略合意を受けて、市場は平穏さを取り戻すと思われたが、イタリアの財政再建策の実効性への懸念から、国債金利(10年物)がユーロ導入後の最高水準(6.2%)に達し、11月4日、イタリアはIMFに対し、改革の実行状況について監視を要請した。同様に、P I I G S諸国の国債(10年物)のソブリンスプレッド(対ドイツ国債)も拡大傾向にあり、最近では信用不安がフランス、ドイツにも飛び火しつつあった。

このため、EU首脳会議は12月9日、ユーロ圏の政府債務危機への総合対策として、金融安全網の拡充と財政規律の強化で合意した。具体的には、①E F S Fの後継の常設機関で欧州版IMFとも呼ばれる欧州金融安定メカニズム(E S M)の設立を1年前倒して2012年7月から設立、②ユーロ圏等各国から2,000億ユーロをIMFに融資し、IMFを通じた欧州支援を強化、③過剰財政赤字国(財政赤字の対GDP比が3%を超えた国)に対する自動制裁や、均衡予算の達成を義務付ける「財政協定」の締結、などである。今回の合意のうち、①と②については、10月の包括戦略合意で実質1兆ユーロ規模に拡大予定であったE F S Fについて、当面、めどが立たないことから、これに代わるものとして打ち出されたものである(図表3)。

図表3 EUの金融支援の枠組み

	欧州金融安定化メカニズム (E F S M)	欧州金融安定基金 (E F S F)	欧州金融安定メカニズム (E S M)
資本構成	EU予算による保証	ユーロ加盟国による保証及びオーバー保証	払込資本800億ユーロ、請求払資本+保証6,200億ユーロ
融資能力	600億ユーロ	4,400億ユーロ	5,000億ユーロ
支援方法	融資	融資+国債購入	融資+国債購入
期間	2013年6月30日まで	2013年6月30日まで	2012年7月から常設
法的根拠	リスボン条約第122条に基づくEU首脳会議決定	政府間合意	EU参加国合意及びリスボン条約第136条の改正

(出所) 内閣府『世界経済の潮流2011年I』等より作成

しかし、仮にイタリアがEUに支援を仰ぐことになれば、イタリアはユーロ圏第3位の経済大国であることから、支援には2兆ユーロ規模が必要とされており、今回の1兆

1,400 億ユーロ（E F S F 4,400 億ユーロ＋E S M 5,000 億ユーロ＋I M F 2,000 億ユーロ）でも足りない。したがって、EUとしては今後、こうした枠組みの更なる拡大のほか、欧州中央銀行（E C B）による国債購入の拡大などの追加金融支援、国債をユーロ圏でまとまって発行する「ユーロ圏共同債」の検討などが必要となってくるであろう。

また、I M Fが9月に発表したEUの銀行が抱える潜在的な損失額は、ギリシャ、アイルランド、ポルトガル、イタリア、スペイン、ベルギーの国債を対象に、2千億ユーロと推計しており、この額はEUの銀行の狭義の中核的自己資本の10%強に相当する。同様に、欧州銀行監督局（E B A）が12月に発表したEUの主要銀行（31行）が必要とする資本増強額は約1,147億ユーロであるとしている。したがって、欧州の金融機関は、公的資本の注入を含め早急に資本増強を図り、政府が財政危機に陥っても耐えられる資金基盤を整備すべきである。さらに、今回の欧州債務危機の特徴は、「通貨と金融政策はEUで共有するが、経済・財政政策は各国が独自に行う」というユーロの根本矛盾（金融政策と財政政策の分離）があらわになったことである。将来的なユーロ圏の在り方としては、今回の財政規律の強化を目指す財政協定の締結を踏まえつつ、中長期的には財政統合に向けた議論を本格化すべきものと思われる。

最後に欧州債務危機の日本への教訓である。O E C Dの統計（「Economic Outlook 90」）によると、一般政府の総債務残高は対G D P比（2011年）で、債務危機に直面しているギリシャで165.1%、イタリア127.7%、スペイン74.1%であるが、我が国は211.7%とこれら諸国をはるかに上回り、O E C D加盟国中最悪の状況にある。総債務残高から政府保有の金融資産を除いた純債務残高対G D P比（2011年）で見ても127.6%と、ギリシャの133.1%に並ぶ最悪の水準になっている。「日本は多額の金融資産を保有しているので財政危機ではない」との議論が度々行われるが、日本の金融資産には将来の社会保障給付を賄う年金積立金が計上されていることや、総債務残高に加え純債務残高でも対G D P比がここ数年で大幅に悪化していることに留意が必要である。したがって、市場からの警告が発せられる前に、与野党で早急に財政構造改革論議を始める必要がある。

（2）歴史的な円高問題と政府・日銀の対応

平成20年9月のリーマン・ショック以降、1ドル＝100円を割る歴史的な円高が定着し、最近では76円の水準を度々割り込むなど、企業収益や実体経済に多大な影響を与えている。円が急激に上昇する局面は、戦後4回発生した。1回目はニクソン・ショックと変動相場制への移行時（昭和46年11月～昭和48年7月）、2回目は第1次石油ショック後のドル不安拡大時（昭和50年12月～昭和53年10月）、3回目はプラザ合意時（昭和60年2月～昭和63年11月）、4回目はメキシコ通貨危機時（平成2年6月～平成7年4月）であり、今回はこれに続く戦後5回目の局面である。

現在の円高水準をどのように見るかについて、相反する2つの指標がある。一つは、「名目実効為替レート」（日本銀行が毎月公表している通貨の総合的な価値を示す指標で、世界56か国の通貨と円との為替レートを貿易額などに応じて加重平均したもの）であるが、現在130.12（平成23年10月末、平成17年＝100）となっており、これは過去最高

水準の状況にある。もう一つは、名目レートに物価変動の影響を調整した「実質実効為替レート」であり、これは 107.11（同）となっており、現在の水準は過去の円高局面と比べて必ずしも高いとは言えないという見方もできる。なお、この実質実効為替レートについて日本銀行は、「円ドルレートといった単一通貨の名目為替レートよりも対外競争力を適切にあらわしている」という立場をとっている⁹。しかし、消費者物価を基準に算出される実質実効為替レートは飽くまで理論上のものであり、短期的な企業収益は名目為替レートで算出されるため、国際的な価格競争にさらされている日本の輸出企業や実体経済に与える影響を判断するには名目実効為替レートの方が適切であると思われる。

また、今回の円高の直接的な原因には、リーマン・ショック以降の欧州債務危機に端を発した信用不安に加え、米国の債務上限問題や追加的な量的金融緩和（QE3）観測を背景として、投資家のリスク回避姿勢が強まり、比較的安全な通貨とされる円が消去法的に買われてきたことがある。さらに、より根本的には、欧米主要国の多くが自国経済を回復させるべく、自国の通貨価値を低めに誘導し、輸出の価格競争力を高めようとする「通貨安競争」を展開する中で、日本がこれに乗り遅れてきたこともある。

このような歴史的な円高に対し、政府・日銀は、平成 23 年 3 月、主要 7 か国（G7）と協調して為替介入（日本は約 7 千億円）を実施したほか、8 月、10 月、11 月にも単独で為替介入（総額 13 兆 6 千億円）を実施した（図表 4）。また、日銀は、いずれの介入時にも市場に供給された円資金を吸収するオペを見送ることで、実質的な金融緩和を行った。

図表 4 最近の為替介入

	平 22. 9. 15	平 23. 3. 18 ~ 3. 19	平 23. 8. 4	平 23. 10. 31 ~ 11. 28
介入規模	単独 2 兆 1, 249 億円	協調 6, 925 億円	単独 4 兆 5, 129 億円	単独 9 兆 916 億円
為替相場	82 円 87 銭	76 円 25 銭	76 円 29 銭	75 円 32 銭
円高要因	欧米景気不安	東日本大震災後に日本の保険会社が保険金支払いに備え海外資産を売却するとの観測	ギリシャを始めとした欧州財政危機、米国債務上限問題によるドル、ユーロ安	同左

（注）為替相場は円ドルレートの直近高値

（出所）『日本経済新聞』夕刊（平 23. 8. 4）、「外国為替平衡操作の実施状況」（財務省）を基に作成

一方、政府は、こうした為替介入に加えて、急激な円高に対処するため、円高対応策を相次いで打ち出した。まず、財務省は、8 月 24 日、「円高対応緊急パッケージ」を発表し、国際協力銀行（JBIC）を経由して、外為特会のドル資金（最大 1 千億ドル）を活用し、日本企業による海外企業の買収（M&A）や資源・エネルギーの権益確保を促進するとともに、主要金融機関に対して、為替トレーダーが保有する外国為替の持高（自己ポジション）を報告させ、為替市場のモニタリングを強化することとした。

また、平成 23 年 10 月 21 日には、一般会計ベースで総額 2 兆円の規模となる「円高への総合的対応策」を閣議決定した。その主な内容は、①円高による「痛み」の緩和として、雇用創出基金の 2 千億円積み増し、信用保証協会のセーフティネット保証の延長（平成 24 年 3 月まで）、日本政策金融公庫のセーフティネット貸付の金利引下げ（最大 0.5 %）、②リスクに負けない強靱な経済の構築として、立地補助金の拡充（5 千億円規模）、「節電エコ補助金」の創設（2 千億円程度）、世界オンリーワン企業・技術の育成、③円高メリットの徹底活用として、外為特会を活用したドル資金の融資枠（国際協力銀行経由）の 10 兆円規模への拡大、などである。11 月 21 日に成立した平成 23 年度第 3 次補正予算においては、これらの対策経費が盛り込まれているほか、外国為替資金証券の発行限度額を 150 兆円から 165 兆円に 15 兆円引き上げ、今後の為替介入に備える体制を整えた。

8 月以降の為替介入は、介入額の総額が 13 兆 6 千億円と大規模であったことから、市場では「行き過ぎた為替変動は許さない」という政府・日銀の断固たる意思が浸透し、一定の効果があったものと評価できる。ただし、為替介入額にも限度があり、日本単独での為替介入では限界もあることから、今後は、市場関係者に為替介入した事実を公表しない「覆面介入」を効果的に実施するとともに、G 7 各国に対しても、経済のファンダメンタルズを反映していない現在の円相場是正を粘り強く訴えて、協調介入の実施に向けた環境作りを行うことも必要であろう。また、現在の円高メリットを活用した経済のグローバル化を積極的に進め、円高圧力に負けない強い経済構造を構築していくことも急務である。

さらに、現在の円高の背景にはデフレの問題もあり、デフレ脱却に向けて日銀の役割も欠かせない。デフレによって物価下落が続くと、モノやサービスに対する円の価値が相対的に高まるため、円高要因となる。したがって、デフレ脱却に向けての日銀の適切かつ強力な金融政策が求められる。日銀はリーマン・ショック以降、長期国債買入れ額の増大（年 16.8 兆円→年 21.6 兆円）（平成 21 年 3 月～）、「成長基盤強化に向けた金融機関の取組を支援するための資金供給の枠組み」の導入（平成 22 年 6 月～）、金利誘導目標の変更、「中長期的な物価安定の理解」に基づく時間軸の明確化、資産買取等の基金の創設の 3 つからなる「包括的な金融緩和策」の導入（平成 22 年 10 月～）¹⁰ など非伝統的な政策手段に踏み込んだ金融政策を次々と実施してきたことは評価できる。しかし、中央銀行が供給する通貨の量である「マネタリーベース」（日本銀行券発行高＋貨幣流通高＋日銀当座預金）で見ると、米国 F R B の 2.9 倍に対し、日銀は 1.3 倍しか拡大しておらず¹¹、金融緩和がまだまだ不十分との指摘もできる。事実、リーマン・ショック以前の 5 年間、100 円～120 円の間で安定していたドル円相場は、平成 20 年 10 月以降 100 円を割り、以後、欧米の信用不安も相まって急激な円高が進行している。したがって、歴史的な円高是正とデフレ脱却に向けて、政府と日銀が危機感を共有した上で、日銀がマネタリーベースの拡大を含めた強力な金融緩和策を今後とも継続していくことが必要であろう。

5. おわりに

以上、平成 24 年の第 180 回国会（常会）で想定される主な財政金融上の政策課題につ

いて取り上げてきた。平成元年4月に消費税が導入されて本年で24年目を迎えるが、消費税の在り方を今後の少子高齢社会における安定的な社会保障財源として、どのように国民的コンセンサスを得ながら位置付けていくのか、国会での徹底した議論が期待されるどころである。

1 『日本経済新聞』（平23.11.5）

2 「税関係協議結果」（平成23年11月10日、民主党、自由民主党及び公明党の3党税制調査会長合意）、「平成23年度第3次補正予算等に関して」（平成23年11月11日、民主党、自由民主党及び公明党の3党政策（政務）調査会長合意）、「税外収入等について」（平成23年11月15日、民主党、自由民主党及び公明党の3党実務者合意）

3 東京大学の児玉龍彦教授は、平成23年7月27日の衆議院厚生労働委員会において、「イタイタイ病の一例を挙げると、カドミウム汚染地域が大体3千ヘクタールであるが、そのうち1,500ヘクタールまで、現在、除染の国費が8千億円投入されている。もしこの千倍ということになれば、一体どれほどの国費の投入が必要になるのか」旨発言している。第179回国会衆議院厚生労働委員会議録第23号9頁（平23.7.27）

4 エネルギー特会が旧石油公団から承継した株式は、国際石油開発帝石（INPEX）、石油資源開発（JAPEX）、その他非上場会社（16社）となっており、これら株式の総額（平成22年3月末純資産額）は約7,800億円となっている。

5 五十嵐財務副大臣は、飽くまでも私見とした上で、「2013年10月以降に税率を7～8%にして、残りの2～3%を2015年4月か10月に上げることになる」と発言している。『日本経済新聞』（平23.11.22）

6 平成20年第27回経済財政諮問会議議事要旨の岩田議員の発言（3～4頁）（平20.12.3）

7 平成10年の改正財政構造改革法第4条第2号では、「著しく異常かつ激甚な非常災害の発生又は経済活動の著しい停滞（国内総生産の伸び率の低い事態が継続する等の政令で定める状況をいう。）が国民生活等に及ぼす重大な影響に対処するための施策の実施に重大な支障が生ずるとき」は、特例公債発行の毎年度削減を一時停止することを可能としていた。また、同法政令第1条において、「経済活動の著しい停滞の状況」について、直近の2四半期連続で実質GDP成長率が1%未満である等と定義していた。

8 この負担分は、消費税導入と税率引上げ（3%→5%）の際に、社会保険診療報酬の引上げで対応したが、日本医師会などは十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関の負担（2千億円程度）になっていると主張している。

9 例えば「日銀レビュー 実質実効為替レートについて」（日本銀行 平成23年2月）

10 平成22年10月に決定された「包括的な金融政策」は、①金利の誘導目標の変更（無担保コールレート（翌日物）「0.1%前後」→「0～0.1%程度」）、②「中長期的な物価安定の理解」に基づき、物価の安定が展望できるまで実質ゼロ金利政策を継続、③「資産買取等の基金」の創設の3つの措置からなっている。

11 マネタリーベースで見ると、日銀は、1990年（平成2年）1月の39.6兆円から2006年（平成18年）1月の114.1兆円と16年間で2.9倍に拡大したのに対し、リーマンショック（2008年（平成20年）9月）以降で見ると、2008年9月の88.4兆円から2011年（平成23年）11月の118.5兆円と1.3倍にしか拡大していない。一方、FRBは、2008年9月の0.9兆ドルから2011年11月の2.6兆ドルと2.9倍に拡大している。